

亀山市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月14日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第2号

亀山市公印規則の一部を改正する規則

亀山市公印規則（平成17年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印事務の主管課)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 総務課長は、次の事項を行い、かつ、公印に関する事務を総括する。</p> <p>(1) 公印の新調若しくは改刻又は廃止に係る手続を行うこと。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(公印の新調、改刻及び廃止)</p>	<p>(公印事務の主管課)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 総務課長は、次の事項を行い、かつ、公印に関する事務を総括する。</p> <p>(1) 公印の新調若しくは改刻又は廃止の<u>公示</u>に係る手続を行うこと。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(公印の新調、改刻及び廃止)</p>
<p>第5条 (略)</p> <p>2 公印を新調し、又は改刻したときは、遅滞なく当該公印を公印台帳に<u>登載し、速やかに当該公印の印影、使用範囲、使用開始の日その他必要な事項を公示</u>しなければならない。</p> <p>3 改刻その他の理由により公印を廃止したときは、<u>速やかに当該公印の印影、</u></p>	<p>第5条 (略)</p> <p>2 公印を新調し、又は改刻したときは、<u>公印管理者は、遅滞なく公印新調（改刻）届（様式第3号）を総務課長に提出するとともに、当該公印を提示して公印台帳に<u>登載を受けなければならない。</u></u></p> <p>3 改刻その他の理由により公印を廃止したときは、公印管理者は、遅滞なく</p>

使用範囲、廃止の日その他必要な事項を公示し、これを公印台帳に記載しなければならない。この場合において、公印管理者は、遅滞なく当該公印を総務課長に引き継がなければならない。

4 (略)

(印影の保存)

第6条 総務課長は、毎年1回を常例として、全ての公印について公印台帳と照合し、そのときの印影を印影簿に保存するとともに、公印に摩滅、欠損等の変形がないかどうかを確認しなければならない。

公印廃止届（様式第4号）を総務課長に提出するとともに、当該公印を引き継がなければならない。

4 公印の新調若しくは改刻又は廃止の届出があったときは、総務課長は、その公印の印影、使用範囲、使用開始又は廃止の日その他必要な事項を速やかに公示し、これを公印台帳に記載しなければならない。

5 (略)

(印影の保存)

第6条 総務課長は、毎年1回を常例として、すべての公印について公印台帳と照合し、そのときの印影を印影簿に保存しなければならない。

2 総務課長は、公印に摩滅、欠損等の変形がみられた場合は、これを改刻するよう、公印管理者に勧告することができる。

様式第1号中「印」を削り、「新調したい」を「新調（改刻）したい」に、「8 個

数 個」を「8 公印管理課 9 個 数 個」に、「9 使用開始」を「10 使用開

始」に、「10 新調」を「11 新調（改刻）」に改める。

様式第2号中「印」を削り、「個 数 個」を「公印管理課」に改める。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号及び様式第4号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。